

平成28年度 五霞町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

高齢者人口の増加や核家族化などの社会環境の変化と、これに対応する介護保険法の改正、生活困窮者自立支援法の制定、社会福祉法人の制度改革等、法的な整備や見直しが進む中、社会福祉に求められる役割はますます大きくなっている。

地域においては、公的な支援制度（公助）から、住民一人ひとりを活かしながら互いにささえあう仕組み（自助・互助）への移行が求められ、様々な取り組みが求められる。

そのような中、5年目を迎え第2次計画を作成することとなる五霞町地域福祉活動計画（第1次計画平成24年度～平成28年度）と五霞町の地域福祉計画の共通の基本理念である「大きな絆があるまち五霞」の実現を目指し、また五霞町地域福祉活動計画の「ともに助け合い、支え合いながら安心して暮らせるまちをつくろう！」のキャッチフレーズのもと、地域の皆様と協力しながら地域福祉の向上に取り組むことを基本方針とする。

2. 重点目標

1. 地域福祉推進の体制づくり

第2次地域福祉活動計画の策定にあたり、第1次計画の見直しと評価を行うとともに、五霞町の地域福祉計画との連動、今後の展望を図る。

介護保険制度の改正により、要支援に認定された高齢者への介護予防サービスで、新地域支援事業が開始することとなるため、民生委員児童委員や、各行政区、ボランティア、福祉施設、行政機関等とのつながりを活かし、地域包括ケアシステムの構築をはじめとする今後の事業展開について、各係・事業、関係機関と協議、連携して進めていく。

広報紙やホームページ等を利用した事業の発信、情報の収集による地域福祉の推進に努める。

2. ボランティア活動の推進

誰もがボランティア活動に参加できるまちづくりを推進するために、各種ボランティア団体や在宅福祉サービスセンター、個人ボランティア等の情報の発信、活動のきっかけづくりを行うとともに、新地域支援事業に繋がるよう、積極的に関わる人材の養成、研修、支援等を行う。

常総市への災害ボランティア職員派遣活動を通じて個人ボランティア活動の大きな役割を職員間で共有した。個人で積極的に関わる災害ボランティア活動について、ボランティア保険への加入のサポートや、活動情報を提供するとともに、町近隣での大規模な災害に備え、災害ボランティアセンター運営や避難所運営のボランティア活動について等、防災意識の普及・啓発を図る。

3. 相談体制の充実化

社会福祉協議会職員に求められるソーシャルワーク技術の向上を図り、地域ケアサービスや地域包括支援センター、生活福祉資金等の事業を展開することにより、個々の抱える様々な問題、課題等、あらゆるニーズをとらえ、常に寄り添った支援ができるよう、相談支援体制の充実を図る。

4. 高齢者福祉・介護保険サービス・障害者サービスの充実

高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりのため、シニアクラブ活動や介護予防事業、地域活動支援センター事業・移動支援事業の充実強化を図るとともに、良質な訪問介護や通所介護・自立訓練（機能訓練）等のサービスを提供する。

5. 社協基盤と組織体制の強化

社会福祉法人制度改革への対応を迎え、経営執行機関である理事会、議決機関である評議員会等の位置づけを明確にし、また財政状況の公表等、法人組織の運営体制の強化を図る。

更に共同募金運動創設70周年を迎え中央共同募金会の専門委員会による答申「参加と協働による『新たなたすけあい』の創設」を受け、共同募金会が行う地域の様々なニーズを受け止め、その解決に向けた役割を果たすための組織づくりを進めるため、事務局である社会福祉協議会として支える役割を果たす。

常総市災害ボランティア職員派遣の経験に基づいたボランティアセンター運営手法や会計・文書事務など職員間研修の実施。事業の評価・人事考課制度の検討等、資質の向上に努める。

3. 実施事業

【社会福祉事業】

【法人運営事業】

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

①理事会・監事会・評議員会の開催

②会員の加入広報活動

③会員サービスの利用促進・周知

④広報活動 社協の活動を知ってもらう。 組合加入世帯・会員世帯・町内公共施設

社協だより 年2回 7月号、3月号

社協旬報 年6回 4・5月号 6・7月号 8・9月号 10・11月号 12.1月号 2・3月号

ホームページの運営 <http://www.goka-syakyo.or.jp/>

Facebookの活用

(2) 社会福祉協議会事業・活動

- ①ひとり暮らし高齢者等配食サービス
- ②ひとり暮らし高齢者等給食サービス
- ③訪問福祉美容
- ④健康福祉まっりの開催
- ⑤各種活動

| | | |
|-----------|------|--|
| 入れ歯回収ボックス | 設置箇所 | 福祉センター、五霞町役場 |
| エコキャップ活動 | 設置箇所 | 福祉センター、五霞町役場、中央公民館、B&G海洋センター 植竹商店、セントラル産業、東昌寺 |

2. 共同募金配分事業

誰もができるボランティア活動として、「じぶんの町を良くするしくみ」である赤い羽根共同募金運動の推進、歳末たすけあい配分事業を行う。

組織内において職員の意識共有を進め、多くの部門の職員の協力を得ながら、組織的に運動への協力・支援を進める。また、組織外においても、地域住民や地域福祉に関わる団体など、地域にネットワークを十分に生かした運動展開を図る。ホームページやSNS等の媒体を利用し、以下にあげる社協が行う募金で行われる事業の更なる周知を図る。

(1) 老人福祉活動

①在宅福祉援助活動

(a) 友愛訪問

外出困難な方の自宅に各行政区のシニアクラブ会員が慰問品持参のうえ訪問。

(b) 訪問福祉美容助成

一人で美容院等へ行くことが困難な方の自宅に、美容師が訪問し髪をカットする。(年3回)

(c) 布団クリーニングサービス

寝具類の衛生管理が困難な高齢者等の布団の洗濯・乾燥・消毒サービスをする。

(d) ひとり暮らし高齢者等配食サービス

一人で食事を作ることが困難な高齢者等に、昼食を配達し、安否の確認も行う。

(毎月第2・第4水曜日)

(e) ひとり暮らし高齢者等給食サービス

普段外出することの困難な高齢者等に食事を提供し、コミュニケーションを図る場を提供する。(年1回)

②社会参加活動

(a) 単位シニアクラブや同好会活動の振興

(b) ひばりヶ丘大学運営事業

生涯学習の概念のもと、学生の見識をさらに深めるための講座を実施する。

地域での模範となるような学生を輩出することを目標に、講座内容にも創意工夫を凝らす。

③団体援助活動

(a) シニアクラブ連合会の運営補助

④ふれ愛ベンチ設置助成

町内のゲートボール場や農村公園等へのベンチの設置助成金

(2) 障がい児・者福祉活動

身体障害者福祉協議会が行うふれあい事業や、手をつなぐ父母の会等への助成。

(3) 児童、青少年福祉対策

①公園遊具整備事業

各行政区で設置されている子供の遊び場・遊具の補修・整備費を助成する。

②団体援助活動費

(a) 子供会育成会の助成金

(b) 青少年相談員協議会の助成金

(4) 福祉育成・援助活動

①法外援護事業 行路人援護、災害見舞金等

②AEDの設置

(5) ボランティア活動育成事業

①ボランティア連絡協議会の補助

②団体育成費

③ボランティア協力校の助成（小学校2校、中学校1校）

(6) 歳末たすけあい募金配分事業

各行政区の民生委員等の調査、協力により、町内の福祉サービス対象者（準要保護世帯、独居高齢者、身体障がい者等）へ、配分委員会による慎重な配分に努め、新たな年を迎える時期に、皆が安心して暮らすことが出来るよう配分する。

3. 健康福祉まつり事業

ボランティア連絡協議会及び行政各分野等との密接した連携を図り、住民を主体の参加団体で結成された実行委員会を中心としたイベント運営を目指す。

前年度に引き続き、募金の使途について開催前に事前アンケートを実施する。

周辺市町の関連情報を収集するなど更なる創意工夫で、関係者以外にもっと足を運んでもらえるよう、広報等の工夫を図る。

4. 心配ごと相談事業

現代社会における多様な問題の解決に向けて、関係機関との相談体制づくりを進め、悩みをもった住民に対しての相談窓口としての広報活動への更なる周知を図る。

前年度は他市との相談員同士の情報交換会を行ったが、その研修等を受け、必要とされる相談所の運営について相談員同士の意見交換を更に行う。

※一般相談・・・毎月第2・第4火曜日・午後1時30分より4時まで相談室において実施する。

※法律相談・・・毎月末の火曜日・予約制により午前9時より相談室において弁護士の協力を得て実施する。

5. 善意銀行運営事業

住民福祉の増進に寄与することを目的に、町民の方々や企業、団体等から善意の金品の預託（金品、使用済切手、ベルマーク、福祉機器等）を受け、善意銀行運営委員会を経て、各種社会福祉事業の資源として払い出しを行う。

児童・生徒の福祉活動やボランティア活動の推進、各種福祉サービス等への援助や必要な方への小口資金貸付事業・防災対策事業・福祉用具貸与・障がい者対策事業等に向けて備品整備や設備投資を行うとともに、地域の方が利用する車両の導入への資金的支援を行う。

6. 福祉用具貸与事業

町内にお住まいの高齢者や障がい者の方、又はケガ等のやむを得ない諸事情により日常生活に支障を来している方に対し、特殊ベッドやエアーマット等の貸し出しを行う。

対象者の自立を助け、少しでも在宅生活を快適に過ごせるよう支援すると同時に、家族の負担軽減に繋げる。

介護保険の補完としての役割を担いつつ、緊急性の依頼に対しても対応する。また、使用中の利用者に対し福祉用具の点検を兼ねた訪問等をし、利用状況調査を実施する。

7. 生活福祉資金貸付事業

資金をご利用になる方の直接の窓口として、相手の立場に立って常に親身になって相談に応じ、県社協担当部署及び健康福祉課と連携し適切に取り扱っていき、借受者から遅滞なく返済できるよう民生委員との連絡を定期的に行っていく。

8. 介護職員初任者研修事業

平成26年度より実施を開始した事業で、町内の地域福祉人材の育成を目指していく。
今後は、受講生のニーズに属した期間・時間帯を検討した講座を目指す。

【障害者自立支援事業】

1. 地域活動支援センター事業

各利用者の能力に応じた活動として、生産活動、リサイクル活動及び施設外活動を実施する。

生産活動では牛乳パック製品・布製品の制作、リサイクル活動はアルミ缶やペットボトルのリサイクル、施設外においてはひばりの里の清掃活動及び売店の販売・仕入れ、喫茶ぽかぽかへの人材派遣等を行っていく。

また、健康管理及び体力の増進を目的に体操・ウォーキング等との在宅生活のための入浴指導、清潔訓練、口腔ケア、気功教室及び生活訓練としての簡単な食事、室内清掃、衣類の洗濯等の指導も継続する。

さらに、当事業所の職員及び利用者父母会の知識・教養を習得するための各種講習会及び施設見学を実施するとともに他事業所との施設交流を行い業務啓発に取り組む。

最後に、今年度新設予定事業として、1つは既存のウォーキング活動を発展させ、ハイキング行事（関宿城）を設定する。2つ目は地域奉仕活動として、町内（公園や道路沿い等）のゴミ拾い活動を行い、地域社会に貢献していきたい。

【受託事業】

1. 地域ケアシステム推進事業

一人暮らしの高齢者及び障害者とその家族、子育てや介護でお困りの方から相談を受けて必要なサービスに繋げる。要介護者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域包括支援センターをはじめ福祉関係者と連携して支援する。

必要に応じて民生委員や地域住民の方々と在宅ケアチームを作り、みまもりなど地域全体で助け合い、協力して支援する。

2. 福祉センター「ひばりの里」管理運営事業

町の福祉活動の拠点として地域方々へ情報発信を行い、社会福祉の増進を目的とした会議やボランティア団体等の会合の場として施設を運営していく。運営に際し、ごかみずべ公園の申請受付業務も同時に行う。

災害時の避難所の一つとなっており、また社協としてのボランティアセンター立ち上げの場所としての想定もされるので、健康福祉まつりの募金も経費の一部とした防災倉庫の27年度の設置を受け、必要物品の選定を町担当課等と調整する。

公衆入浴施設の運営における、利用者の安全のための衛生管理関連の法令等の遵守を第一とし、現在の管理指針に沿った運営を行うとともに、衛生管理の向上する機械設備の保守管理を行う。

施設の節電や節水に努め、費用の削減を図るとともに環境に配慮した運営を行う。

3. 在宅福祉サービスセンター運営事業

介護保険関係諸制度の谷間のニーズや新しいニーズの補足をするために、協力会員の募集活動や、ケアマネジャー・地域ケア・地域包括支援センター・民生委員児童委員等の関係機関との連携強化を図る。

協力会員の増員を図り移送サービスの維持と向上のため、移送サービス運転者認定講習会（交通空白地有償運送・福祉有償運送）に参加する。

協力会員の質の向上のため、協力会員の情報交換や在宅福祉サービス県連絡会主催の講習会に積極的に参加する。

五霞町コミュニティ交通（ごかりん号）との共存に向け、関係機関とともに事務調整を円滑に図っていく。

4. 日常生活自立支援事業

実施主体の県社協より事業の一部を受託する基幹的社協として、年金や生活保護等の金銭管理などを自分の判断能力で適切に行うことが困難な精神障がい者、知的障がい者や認知症高齢者などの方々が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、金銭管理サービス、生活援助、通帳保管サービス等の事業を推進する。

専門的な資格のある職員を配置し、迅速に対応する。

利用者との話し合いをより多く持ち、正式な契約を行う。

【公益事業】

[介護保険事業]

1. 指定居宅介護支援事業

住み慣れた地域で、利用者がその人らしい日常生活を営むために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率多岐に提供されるよう、連携調整を行う。

また、様々な専門職域を超えた生活課題を総合的に把握し、課題解決に向けて保健・医療・介護・福祉等多職種協働によるチームケアを目指す。施設・居宅・医療・介護間のシームレス（途切れない・継ぎ目のない）なケアマネジメントが行えるよう、必要な援助に関する専門的な知識と技術を習得し、各介護支援専門員の資質の向上を図る。月2回の介護相談も継続し地域包括支援センターとの連携を図り迅速に対応していく。

2. 指定訪問介護事業

(1) 指定訪問介護事業

地域に密着した事業所として「元気に・明るく・笑顔で」のキャッチフレーズで「ひまわりヘルパー」の通称で活動する。

他の事業所への啓発活動を行いながら、社会福祉協議会としての地域福祉増進活動も行う。

町内在住の登録ヘルパーが多く、随時職員研修を行いながら安全・安心をお届けできるよう日々努める。

人員を増やし、利用者のニーズに対応していくための啓発活動を今後も進める。

(2) 居宅介護事業

障がいがある方が、住み慣れた地域で日常生活を送れるように支援している。食事や掃除の家事だけでなく介護等も行いながら利用者のニーズに応えられるよう努めている。

身体介護が増えてきたことも含め随時研修を行い様々な障がいに対応できるよう努める。

(3) 障害者移動支援事業

障がいのある方に生活の維持・向上へと繋げられるように目的地まで安全に移動する支援を行う。

(4) あったかサービス事業

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生活するために、自主事業として制度では補えない部分の日常生活の援助や軽度の身体介護を行う。

通院中の介護も増加傾向であるため、職員の体制を整えより良いサービスに努める。

3. 指定通所介護事業

平成27年4月から利用者登録人数を25名から30名に拡張し、ロコミ等により利用人数が徐々に増加傾向にある。今後も要介護状態になった高齢者に身体的、精神的機能等の維持向上を目的とし、サービスの質の向上や従事者のスキルアップを図る。

また、機能訓練の内容等が具体化しているが、理学療法士を採用したことにより、リハビリテーションを主体としたサービスを明確化し、より良いサービス提供が出来るよう、従事者の向上を図る研修やカリキュラムを今後も行い、利用者がいきいきとした日常生活を送れるよう支援していく。

各関係機関等との連携を行い、地域に密着した質の高いサービスを提供するため、ボランティアの受け入れや新たなサービスを取入れていく。

4. 地域包括支援センター事業

一次予防事業の「元気はつらつ倶楽部」や二次予防事業「ぴんしゃん教室」「元気あっぷ教室」を通して、高齢者の健康増進や介護予防に取り組む。要支援の方には、生活機能の低下を防ぐことができるように公正中立な立場で介護予防マネジメントを実践する。

認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への理解を深め、認知症の人や家族を見守るサポーターを一人でも多く増やすことを目指す。

高齢者が住み慣れた地域で個々の権利を守り、安心してその人らしい生活を継続できるように、様々な機関と連携し、地域包括ケアシステムを構築する。

新たな地域支援事業（総合事業等）については、行政と協議を重ね、協同を進める。